

防府市犯罪被害者等支援条例（平成二十四年防府市条例第三十八号）新旧対照表

現 行	改 正 後 （案）	備 考
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （省略）</p> <p>三 （省略）</p> <p>四 （省略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （省略）</p> <p>三 <u>性犯罪 刑法第七十六条から第七十九条の</u> <u>までの罪、第八十一条及び第二百四十一条の罪に</u> <u>当たる行為並びにこれらの罪（第七十六条、第七</u> <u>七十八条第一項、第七十九条第一項の罪を除く。）</u> <u>の未遂罪に当たる行為をいう。</u></p> <p>四 （省略）</p> <p>五 （省略）</p> <p>六 <u>二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受け</u> <u>た後に、犯罪被害者等に対する配慮に欠ける言動、</u> <u>誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受</u> <u>ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生</u> <u>活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をい</u> <u>う。</u></p>	<p>「性犯罪」についての定義を加えます。</p> <p>「二次的被害」についての定義を加えます。</p>

五 (省略)

六 市民 市内に住所を有する者をいう。

七 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪被害。

八 (省略)

九 市民 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかに該当しやむを得ず本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を受けていた者エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待を受けていた者オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する虐待を受

「再被害」についての定義を加えます。

「市民」の定義について、やむを得ず本市の住基に記録されずに市内に居住している者等についての記述を加えます。

<p>七 (省略)</p> <p>八 (省略)</p> <p>九 (省略)</p> <p>十 支援金 第九条第二項に規定する遺族支援金又は傷害支援金をいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p><u>けていた者カ アからオまでに定めるもののほか、本市の住民基本台帳に記録されずに市内に居住することについてやむを得ない事由があると市長が認める者</u></p> <p>十一 (省略)</p> <p>十二 (省略)</p> <p>十三 支援金 第九条第二項に規定する遺族支援金、<u>傷害支援金又は性犯罪被害支援金をいう。</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>犯罪被害者等のための支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害及び再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。</u></p> <p>4 <u>犯罪被害者等のための支援は、市、市民等、事業者、学校等及び関係機関等相互間の連携を図りながら推進されなければならない。</u></p>	<p>支援金の定義に「性犯罪被害支援金」を加えます。</p> <p>基本理念に、犯罪等による直接的な被害及び二次的被害や再被害の状況等に応じ、適切な支援を行うことについての項目を加えます。</p> <p>基本理念に、市民等を始めとした各関係機関等との連携を図りながら支援を推進することについての項目を加えます。</p>
--	---	---

2 (省略)

(事業者の責務)

第六条 (省略)

(学校等の責務)

第七条 (省略)

(支援金の支給)

第九条 市は、犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われたものに限る。以下同じ。）により死亡し、又は傷害（医師の診断により、全治一月以

2 (省略)

(事業者の責務)

第六条 (省略)

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、犯罪被害者等である従業員が二次的被害及び再被害を受けることのないよう配慮するものとする。

3 事業者は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等のための支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(学校等の責務)

第七条 (省略)

2 学校等は、犯罪被害者等である児童が学校での活動において二次的被害及び再被害を受けることのないよう配慮するものとする。

(支援金の支給)

第九条 市は、犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われたものに限る。以下同じ。）により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により、全治一月以上の加療を要するも

事業者の責務に、事業者が二次的被害及び再被害の防止に配慮することについての項目を加えます。

事業者の責務に、事業者が犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることについての記述を加えます。

学校等の責務に、学校等が二次的被害及び再被害の防止に配慮することについての項目を加えます。

支援金の支給に関し、性犯罪被害を受けた場合についての記述を加えます。

上の加療を要するものをいう。以下同じ。)を受けた市民(以下この項、第十条第一項、第二項及び第五項、第十一条並びに第十三条において「被害者」という。)があるときは、その経済的負担の軽減及び生活の早期安定を図るため、次項に定めるところにより、被害者又はその遺族に対し、支援金を支給する。

2 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一・二 (省略)

(支援金の額)

第十一条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、被害者一人につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (省略)

のをいう。以下同じ。)を受け、又は性犯罪により被害を受けた市民(以下この項、第十条第一項、第二項及び第五項、第十一条並びに第十三条において「被害者」という。)があるときは、その経済的負担の軽減及び生活の早期安定を図るため、次項に定めるところにより、被害者又はその遺族に対し、支援金を支給する。

2 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一・二 (省略)

三 性犯罪被害支援金 性犯罪により被害を受けた市民

(支援金の額)

第十一条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、被害者一人につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (省略)

三 性犯罪被害支援金 十万円又は五万円

支援金の支給に、「性犯罪被害支援金」についての号を加えます。

支援金の額に、「性犯罪被害支援金」の額についての号を加えます。

<p>2 被害者がその死亡に係る犯罪行為による被害に関し、既に傷害支援金の支給を受けている場合、当該被害者の死亡により支給される遺族支援金の額は、前項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該被害者が支給を受けた<u>傷害支援金の額を控除した額とする。</u></p> <p>(支援金の支給申請)</p>	<p>2 被害者がその死亡に係る犯罪行為による被害に関し、既に傷害支援金又は性犯罪被害支援金の支給を受けている場合、当該被害者の死亡により支給される遺族支援金の額は、前項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該被害者が支給を受けた支援金の額を控除した額とする。</p> <p>3 <u>第一項各号に規定する支援金のうち二以上のものについて支給の対象となる場合は、当該対象となる支援金のうちいずれか一の支援金についてのみ支給を受けることができる。</u></p> <p>(支援金の支給申請)</p>	<p>支援金の額に関し、「性犯罪被害支援金」についての記述を加えます。</p> <p>支援金の額に関し、複数の支援金の支給対象となる場合についての記述を加えます。</p>
<p>第十二条 (省略)</p> <p>2 前項の申請は、次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>(支援金を支給しないことができる場合)</p> <p>第十三条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができる。</p>	<p>第十二条 (省略)</p> <p>2 前項の申請は、次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。<u>ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>一・二 (省略)</p> <p>(支援金を支給しないことができる場合)</p> <p>第十三条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができる。</p> <p>一 <u>被害者又は第一順位遺族が、同一事件につき他の</u></p>	<p>支援金の支給申請に関し、やむを得ない理由と市長が認めた場合についての記述を加えます。</p> <p>支援金の支給制限に関し、他の公的</p>

<p>二 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による被害につき、被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。</p>	<p><u>公的な機関の同様の制度により当該支援金と同種の支給等を受けているとき。</u></p> <p>二 被害者又は<u>第一順位遺族</u>が犯罪行為を教唆、ほう助する行為を行ったとき、または<u>過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等により犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為による被害につき、被害者又は第一順位遺族</u>にも、その責めに帰すべき行為があったとき。</p>	<p>な機関で同様の支給等を受けている場合についての記述を加えます。</p> <p>支援金の支給制限に関し、教唆、ほう助等についての記述を加えます。</p>
<p>二 被害者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）であるとき。</p>	<p>三 被害者又は<u>第一順位遺族</u>が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。<u>以下同じ。</u>）、<u>暴力団（法第二条第一項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有していると認められる者</u>であるとき。</p>	<p>支援金の支給制限に関し、暴力団等についての記述を加えます。</p>
<p>三 前二号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。</p>	<p>四 前三号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。</p> <p><u>（助成）</u></p>	<p></p>
<p></p>	<p><u>第十六条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な助成を</u></p>	<p>「助成」に関する記述を加えます。</p>

<p>(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)</p>	<p><u>行うものとする。</u></p>	
<p>第十六条 (省略)</p>	<p>(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)</p>	
<p>(安全の確保)</p>	<p>第十七条 (省略)</p>	
<p>第十七条 (省略)</p>	<p>(安全の確保)</p>	
<p>(居住の安定)</p>	<p>第十八条 (省略)</p>	
<p>第十八条 (省略)</p>	<p>(居住の安定)</p>	
<p>(雇用の安定)</p>	<p>第十九条 (省略)</p>	
<p>第十九条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図</p>	<p>第十九条 (省略)</p>	
<p>るため、犯罪被害者等が置かれている状況につ</p>	<p>第二十条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとと</p>	<p>雇用の安定に関し、職場における</p>
<p>いて事業者が理解を深めるための機会の確保等</p>	<p><u>もに、職場における二次的被害及び再被害を防止する</u></p>	<p>二次的被害及び再被害防止のため</p>
<p>必要な支援をするものとする。</p>	<p>ため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業</p>	<p>者、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p></p>	<p>者が理解を深めるための機会の確保等必要な支援を</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>(市民等の理解の増進)</p>	<p>するものとする。</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>第二十条 市は、犯罪被害者等が置かれている状</p>	<p>(市民等の理解の増進)</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>況及びその支援の重要性について市民等の理解</p>	<p>第二十一条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の</p>	<p><u>びその支援の重要性並びに二次的被害及び再被害防</u></p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p><u>止のための配慮の必要性</u>について市民等の理解を深</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p></p>	<p>めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p>(教育活動の推進)</p>	<p>を講ずるものとする。</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>
<p></p>	<p>(教育活動の推進)</p>	<p>め、市が事業者の理解を深めるた</p>

第二十一条 (省略)

(民間支援団体との連携及び協力)

第二十二条 (省略)

(支援をしないことができる場合)

第二十三条 第十三条の規定は、市が第十六条から第十九条までに規定する支援をしないことができる場合について準用する。この場合において、第十三条中「市長」とあるのは「市」と、「支援金を支給しない」とあるのは「第十六条から第十九条までに規定する支援をしない」と、「被害者」とあるのは「犯罪被害者等」と、第十三条第一号中「犯罪行為」とあるのは「犯罪等」と、「当該犯罪行為による被害」とあるのは「犯罪被害」と、同条第三号中「支援金を支給する」とあるのは「支援をする」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十四条 (省略)

第二十二条 (省略)

(民間支援団体との連携及び協力)

第二十三条 (省略)

(支援をしないことができる場合)

第二十四条 第十三条の規定は、市が第十六条から第二十条までに規定する助成及び支援をしないことができる場合について準用する。この場合において、第十三条中「市長」とあるのは「市」と、「支援金を支給しない」とあるのは「第十六条から第二十条までに規定する助成及び支援をしない」と、「被害者」とあるのは「犯罪被害者等」と、第十三条第二号中「犯罪行為」とあるのは「犯罪等」と、「当該犯罪行為による被害」とあるのは「犯罪被害」と、同条第四号中「支援金を支給する」とあるのは「助成及び支援をする」と読み替えるものとする。

(委任)

第二十五条 (省略)

附 則 (省略)

「助成」に関する記述を加えます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の防府市犯罪被害者等支援
条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯
罪被害について適用する。施行日前に発生した犯罪被
害については、なお従前の例による。